

平成29年第4回隠岐の島町議会会議録

開 会 (開議) 平成29年12月12日 (火) 9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	大江	寿	7番	池田	賢治	13番	米澤	壽重
2番	村上	謙武	8番	安部	大助	14番	遠藤	義光
3番	菊地	政文	9番	前田	芳樹	15番	池田	信博
4番	石橋	雄一	10番	平田	文夫	16番	福田	晃
5番	村上	三三郎	11番	石田	茂春			
6番	西尾	幸太郎	12番	高宮	陽一			

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田	高世偉	上下水道課長	田中	秀喜
副町長	大庭	孝久	建設課長	山崎	龍一
教育長	村尾	秀信	大規模事業課長	河北	尚夫
総務課長	八幡	哲	危機管理室長	吉田	篤夫
会計管理者	池田	賢一	総務学校教育課長	池田	茂良
税務課長	藤木	正英	生涯学習課長	中林	眞
町民課長	名越	玲子	布施支所長	竹本	久
福祉課長補佐	茶山	宏	五箇支所長	金坂	賢一
保健課長	平田	芳春	都万支所長	佐々木	義直
環境課長補佐	原	秀人	企画財政課長補佐	石田	寛弥
観光課長	吉田	隆	総務課長補佐	野津	千秋
農林水産課長	佐々木	千明			

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長	野津	浩一	事務局長補佐	中村	恵美子
--------	----	----	--------	----	-----

1. 町長追加提出議案の題目

議 第 111号 隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議 第 112号 工事請負変更契約の締結について〔町道宮の前西町線日吉橋耐震補強工事〕

同意第 12号 隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について

議事の経過

○議長（石田茂春）

ただ今から、本日の会議を開きます。

（ 開 議 宣 告 9時30分 ）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 質 疑

「質疑」を行います。

この質疑は会期初日に提出された、議第97号「平成29年度隠岐の島町一般会計補正予算（第5号）」から議第110号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町海洋レジャー施設〕」までの14議案について「総括質疑」方式により行います。

質疑は、現に議題になっている事件に対して疑問点を質すものであります。また、自己の意見を述べることはできません。

通告した質疑の範囲を超えないようよろしくお願いします。

それでは、通告順に質疑を行います。質疑の一人当たりの持ち時間は、答弁を含め30分となっています。

それでは、順次発言を許します。

始めに、6番：西尾 幸太郎 議員

○6番（西尾幸太郎）

おはようございます。

それでは早速、質問させていただきたいと思います。

まず、ログハウスの消防設備の整備に関して、平成27年に消防法の法令改正があって今回必要になったということなのですが、その当時にですねこの火災報知機の設置等の指示は、どこからなかったのかその辺りを教えてください。

○番外（布施支所長 竹本久）

おはようございます。

平成27年度の自動火災報知機の設置基準の見直しにつきましては、制度改正当時27年6月に
です。ね隠岐島消防署及び島根県と合同で査察がありまして、説明の方受けております。

○6番（西尾 幸太郎）

その県と消防署の査察とあと通達に関して、支所の方でこの施設に関してその指示があつた
たというのを把握していたんでしょうか。

○番外（布施支所長 竹本 久）

査察に関しましては、その時に管理しておりましたのが「あいらんど」でございまして、
「あいらんど」職員の方が聞いておりまして、まだ支所の方ではそういった確認はその当時
はなされておりませんでした。

○6番（西尾 幸太郎）

本来であるならば、指定管理者だけがこういった指示があつたということ把握せず
すね、きちんと所有者である町の方もやはりこういったものをですねしっかり把握して、対
応が必要だったのではないかと思います、その辺りの見解をちょっと伺いたいと思います。

○番外（布施支所長 竹本 久）

議員仰せのとおりでございますが、その当時、実を申しますと指定管理をしておりまして、
管轄の方が布施支所ではございませんでした。そういったことがございまして、うちの方も
しっかりと分かっておらなかったのがいけないことでございますが、今回につきましては今
年度より布施支所の方で管轄してログハウスの方を管理しておりますので、今後気を付けた
いと思いますので、よろしく願いいたします。

○6番（西尾 幸太郎）

この辺りは、布施支所の今回のログハウスだけではなくてですね他にも類似施設等が、町
が所有してるものがたくさんあると思います。その辺りもやはりこれを機会にどうかです
ね、今後どう町の方で把握して、この様な法令改正とかあと新しい制定とかあつた際にどう
対応するかというものに関しては検討していただく必要があるのかなというふうには思いま
すが、その辺りの考えをちょっと聞かせてください。

○番外（町長 池田 高世偉）

おはようございます。

今の件、昨日の安部大助議員ご指摘のとおりでお答えさせていただいておりますが、指定
管理者の自己点検、町という部分ですが、今回につきましてもそういったマネジメントを
しっかりするというご理解いただきたいと思っております。

○6番（西尾幸太郎）

対応していただけるということで理解いたしましたので、次の質問に移りたいと思います。

小中学校の施設維持管理費で光熱水費が今回補正で増額されておりますが、その要因について教えてください。

○番外（総務学校教育課長 池田茂良）

それではまず小学校につきまして、光熱水費となっておりますがこれにつきまして、電気代の方が180万4,000円くらいの補正額です。水道料につきまして、39万3,000円の補正をしておるところです。電気代の増額の要因といたしましては、電気の料金の方が上がったということ、それと実は磯小学校の方が蓄熱式負荷設備ということで設定をして契約をしておるんですけど、昨年11月からこれの設定が変わりました。割引きを受けられなくなっておりますが、これにつきましては、予算上は昨年の時にこの割引きを受けられるという予算で設定しておりましたが、今年発生しております4月分からの分がそれによって高くなっているということで決算見込みを立てたところ、小学校全体で180万4,000円が不足ということで補正しているところです。

水道につきましては、西郷小学校、中条小学校にプールがございます。このプールにつきまして、落ち葉それからカラスの糞等で水替えをせないけんということがありました。この水替えを一回いたしますと、かなりの水量が必要になりますので水道使用量の方が多くなったためだということでございます。

中学校の方につきましては、中学校は電気代でございますが110万4,000円補正しておるところですが、中学校につきましても電気料金が上がったということと、もう一つが五箇中学校につきまして、前の共同調理場を加工場として利用しております。この使用料部分につきまして、多くなっているということでございます。これにつきましてはメーターが一緒ですので、どうしても分けることができないということで、理論上の計算で使用者の方から料金はいいただいているという状況です。

○6番（西尾幸太郎）

詳細説明を聞いてよく分かりました。ただその、こういった要因についても予算審議をする上では必要な情報になってくるのかなと思います。で、初日のですね説明の際もこのような料金の内訳等の説明もありませんでしたし、ペーパーでの資料提供もない中で、予算の数字だけでこれを審議しろと言われてもですね、同じ指摘を以前にもしたと思うんですけど、やはりちょっと無理があるんじゃないかというふうに思いますので、今後はですねもう少し

丁寧な資料提供とか情報提供はしていただけないか、まあこれは常任委員会の中でされてると思うんですが、その辺りの考えをちょっと聞かせてください。

○番外（副町長 大庭 孝久）

今回の場合はですね資料一枚出せば済むことだと思いますので、その点を課長会なりで確認したいと思います。

○6番（西尾 幸太郎）

終わります。

○議長（石田 茂春）

以上で、「質疑」を終わります。

日 程 第 2. 町長追加提出議案の上程

「町長追加提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長追加提出議案の議第111号「隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」から同意第12号「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」までの3件を一括して議題とします。

日 程 第 3. 提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今議題となりました3件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

○番外（町長 池田 高世偉）

本日追加提案いたしました議案についてご説明いたします。

まず、議第111号の「隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。人事院勧告に基づいた勤勉手当の支給月数及び給料表の改定により、条例の一部を改正するものであります。

次に、議第112号の「工事請負変更契約の締結について〔町道宮の前西町線日吉橋耐震補強工事〕」についてであります。落橋防止装置を取り付ける箇所の実地精査を行ったところ、取り付け金具の変更が必要となり、設計の見直しに不測の日数を要したため、工期延長の必要が生じたので、工事請負変更契約の締結について議決を求めるものであります。

次に、同意第12号の「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」であります。本町教育委員のうち、秋葉ゆみ子氏が来る12月31日をもって任期満了となりますことから、新たに嶽野慶子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上、3件の諸議案につきましてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、適切にご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石田茂春）

以上で、「提案理由の説明」を終ります。

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 9時40分）

（全員協議会開会宣告 9時40分）

○議長（石田茂春）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 9時46分）

日 程 第 4. 質 疑

「質疑」を行います。

ただ今、提案されました3件の議案について質疑を行います。

まず、議第111号について、何かございますか。

2番：村上謙武 議員

○2番（村上謙武）

先ほど町長の方から、人事院勧告に基づいて条例の一部を改正するという説明がありましたけど、この人事院勧告というのは国家公務員一般職に対しての勧告であって、こういった町村には勧告は関係ないんじゃないかなというふうに思ってますけど、その根拠をお願いします。

○番外（総務課長 八幡 哲）

町村の方にも人事院と同じ様な組織があればいいんですけどもそういったものを設けておりませんので、国のこういった勧告に則って町も適用させていただいております。

○2番（村上謙武）

それはきちんと条例で謳ってあるんですか。どうですか。

○番外（総務課長 八幡 哲）

条例ではですね、そういったことは謳ってありませんけども、国、県にはこういった組織があるんですけども、町村にはないということですね、これに基づいてですね町も同じような措置をしているところでございます。

○2番（村上謙武）

確かに隠岐の島町には人事委員会はありません。県には人事委員会があって人事委員会の勧告で県職員の給料等に勧告がなされるというふうに理解しております。町に人事委員会なるものがないから、国家公務員一般職に適用されるこの人事院勧告に則って給料の改定、そらちょっと私は理解できないというか、そういう捉え方をして町職員の給料を決めていいものかどうか、ちょっと私は疑問に感じておりますので、その辺の回答をですねまあ後日によるしいですので、回答していただきたいというふうに思っております。

○議長（石田茂春）

村上議員、これは委員会に付託しますのでそちらの方で議論してください。

村上議員よろしいですね。

○2番（村上謙武）

はい。

○議長（石田茂春）

他にございませんか

（ 「なし」 の声を確認 ）

次に、議第 112 号

16 番：福田 晃 議員。

○16番（福田 晃）

この工事が掛かって相当日数も経って今頃になって、取り付ける箇所での現地精査を行ったらおかしいとか、これはもっと早く最初にやった時には全然分からなかったのかそれとも見過ごしたところなのか。それからねえ、もう一点、これほど工期が延びて今回のあれには日数だけで、料金というか工事費いうのは全然出てないですけど、これは増えないという確約の基に日数だけの提案ですか、それともどうなってますか。そこんところを説明をお願いします。

○番外（建設課長 山崎 龍一）

はい、報告が遅れて申し訳ございません。

まず今回工期の変更をさせていただいたのは、この工事の竣工予定が1月31日で契約をしております。で、この本件議会案件なものですから、その間での議会が今回の議会が最終ということで、今1月中いっぱいでの完成がまず出来ないという見込みが立ちましたので、今回工期の変更をさせていただきました。先ほど、アンカーの場所がずれるということで、個々の図面で示してあります赤いブラケットがですね、大きくなる可能性があるということ

で今構造計算も含めて行っていただいています。これで物が大きくなれば、若干金額の変更も出てくると思います。穴の場所の変更だけであれば、工事の金額の変更は基本ないように思っておりますので、そのところがまだはっきりしません。設計されておられませんので、今回は工期の変更のみということで提案させていただきました。

○16番（ 福 田 晃 ）

ということは、今後、工期は延ばした、料金が上がる可能性が大ということですか。

○番外（ 建設課長 山 崎 龍 一 ）

はい、金額の変更も出てくる可能性はありますので、よろしくお願いいたします。

○16番（ 福 田 晃 ）

あのね、これだけじゃなしにこの頃も一般質問いろいろあって八尾川、愛の橋、どんどん橋等かかります。工期も長いのに。やっぱりこういうの一番肝心なところのね設計が後から、これが落ちていたとか、やれミスだったとか見そぶったとかじゃなしにね、もうちょっと真剣に当初予算である程度できるようにした取り組み方をせんと、今後、どんどん、どんどん、こういうことが起こってくる可能性があります。今後の取り組みについて、課長どう思われますか。

○番外（ 建設課長 山 崎 龍 一 ）

はい、今回のこの調査についてはですね、コンクリートの中の鉄筋の場所が当初設計どおりに入っていれば、問題はなかったんですけども若干ずれてる。その為にアンカーの穴にその鉄筋が当たってしまうということで鉄筋を切ることはできませんので、その分アンカーをずらしたためにこういう処置をさせていただきました。事前にちょっとそこまで調査を掛けて正確なものができればいいんですけども、どうしても現地でアンカーを実際に穴を開ける調査が必要になりますので、当初から実際に穴を開ける時に調査、そこに当たった時にはずらす可能性があるということを認識しながらの設計にさせていただきましたので、こういう内容になりました。事前のコンサルでの調査はそこまですることができませんでしたので、こういうことです。できるだけ正確な資料を持ちながら正確に設計していくんですけども、こういった内容がどうしても出てくることもありますので、その辺をご理解よろしくをお願いします。がんばっていきます。

○16番（ 福 田 晃 ）

あまり理解できんですけどいいです。

○議長（ 石 田 茂 春 ）

福田議員、所管ですので常任委員会ですらと議論してください。

○議長（石田茂春）

10番：平田 文夫 議員。

○10番（平田文夫）

課長、大変な説明してるわけよ。あるべきところにあるものがないというような話はあってはならんわけ。ということは、図面に基づいて配筋をするわけでしょう。その配筋がずれてる。配筋検査してるでしょう。当時それに基づいて設計したんでしょう。それがあるところになかったら不良施工につながるんじゃないですか。どういう考え方しているのか、聞かせて。

○番外（建設課長 山崎 龍一）

当時の図面の許容範囲内の鉄筋の誤差ですので、そのところで今回の穴に今回4 cm強、5 cm近い穴を開けるんですけども、その中に一部端の方が当たってしまったということでずらしましたので、このブラケットも大きな余裕をもったブラケットを使ってません。ギリギリの鉄筋の穴にその横に余裕が4 cmから5 cmくらいあるブラケットを使ってるんですけども、それで強度的にもつかどうかという今計算を含めてやっています。そういった余裕がないもんですから、1 cmずれた時にその1 cmで大丈夫かというふうな計算してますのでそういった事でした。当初は確かに鉄筋の場所も一部ずれてるところがありましたので、うちの方も鉄筋の場所を資料の中で全部確認できなかったこともありますし、当初の誤差の範囲だったと認識はしておりますけれども、今後気を付けていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○10番（平田文夫）

誤差の範囲内だったということになればね、アンカーも誤差の範囲でできるんじゃないの。そうでしょう。鉄筋は特に検査に行くわけでしょう。監督員は。そういう風な写真がちゃんとあるわけでしょう。そこら辺はどうですか。

○番外（建設課長 山崎 龍一）

なに分この日吉橋が50年近い前の橋でして、そういった正確な資料が残っておりませんので、今回のようなことになったこともあります。今後気を付けていきたいと思ひます。

○10番（平田文夫）

50年前であろうと、100年前であろうとね、何に基づいてじゃあ設計したわけ。そうでしょう。設計をするわけだから、耐震の設計をするためにね。その根拠に基づいて設計するわ

けでしょう。じゃあ、何に基づいて設計したとこ。

○番外（建設課長 山崎 龍一）

当初の設計に基づいて設計しておりますし、そのことでの今回の耐震の補強なんですけども鉄筋のそのずれの1 cmまでの表示がそこにはされてないと思っておりますので、そういったことになったと思しますので、申し訳ございませんが今後気を付けていきたいと思します。

○10番（平田 文夫）

特にね近頃、当初設計で当初予算で次から次から補正、補正で上がっている事業が多いわけ。そういう風なことをやっぱりしっかりと、予算を執行するにあたって、予算計上するにあたってちゃんと根拠に基づいて一回で終わるようなね、やっぱりそういうことでないと、次から次から補正で工期も延期するとか大事なことが守られないということでは施工者としても困るかもしれないけれど発注者としても困るわけですよ、そういうことは。だからそこら辺のことをちゃんとやらないと、許容範囲、許容範囲って言うけれども、じゃあアンカーに許容範囲あるわけ。じゃあ、アンカーの許容範囲は何ぼになるわけ。今の要するに鉄筋の位置と鉄筋の許容範囲と今のアンカーの許容範囲のずれはどのぐらいあるわけ、ちょっと聞かしてよ。

○番外（建設課長 山崎 龍一）

鉄筋とアンカーのずれにつきましては、最大1 cm強だということ聞いておりますけれども、そのことでの先ほど言いましたブラケットの大きさ、それから強度等に問題がないのかということも含めてありますので、そのことを今確認しております。それが許容範囲と言いますか、今回のアンカーのブラケットに対しての安全性があるのかなのかということでのことですので、そこは許容範囲じゃなくて計算上出して行くものだと思っております。

○10番（平田 文夫）

いやだからそういうことだったらね、ちゃんと当初そういうこともありうると思えられるわけでしょう。50年も経ったところを耐震で取り組んでいくわけだから、じゃあ新たなそういうふうな計算もコンサルにあなた方しっかりと計算してくださいということが言えるわけでしょう。そういう風なことが、施工の延長とか、金額の増額とかいうものにつながるわけですから、だからちゃんとしたことを取り組む前にコンサルと密接なことしないと絶えずこういう問題が起きてくるよ。そこら辺のことを今後ちゃんと議会に諮る以上は、やっぱりそれだけの責任があるんだという意識を持って、取り組んでくださいよ。

○議長（石田 茂春）

今後、十分注意してください。

○番外（ 建設課長 山 崎 龍 一 ）

はい。

○議長（ 石 田 茂 春 ）

他にございませんか。

次に、同意第 12 号。

（ 「なし」の声を確認 ）

以上で、「質疑」を終わります。

日 程 第 5. 議案の委員会付託

「議案の委員会付託」を議題とします。

会期初日に提出されました町長提出議案の議第 97 号「平成 29 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 5 号）」から議第 110 号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町海洋レジャー施設〕」までの 14 議案及び本日提案されました、議第 111 号「隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」から議第 112 号「工事請負変更契約の締結について〔町道宮の前西町線日吉橋耐震補強工事〕」までの 2 議案、計 16 議案をお手元に配付の「議案付託表」のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案 16 件は、「議案付託表」のとおり、付託することに決定いたしました。

日 程 第 6. 休会について

「休会について」を議題とします。

お諮りします。

12 月 13 日、14 日は、常任委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声を確認 ）

「異議なし」と認め、左様決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全部終了しました。次の本会議は、12 月 15 日に開催します。

本日は、これにて散会します。

（ 散 会 宣 告 10 時 03 分 ）